

次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議
会場傍聴要領

1 傍聴の手続等

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の30分前から、会議開催場所の入口前で、傍聴の受付をしてください。
- (2) 傍聴の受付は、別途指定する期日まで又は(1)の受付時間内に、住所及び氏名を記入した傍聴申込書(別紙1)を提出してください。
- (3) 定員は、15人とします。ただし、報道関係者は別枠とします。
- (4) 会議の開会10分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴受付を締め切り、抽選により傍聴者を決定の上、傍聴券(別紙2)を交付します。なお、定員を超えていない場合は、定員に達するまで傍聴券を交付します。
- (5) 傍聴者は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

2 入場

- (1) 傍聴者は、事務局係員の指示に従い、入場してください。
- (2) 入場の際、事務局係員に傍聴券を提示し、所定の傍聴席に着いてください。

3 入場の禁止

- (1) 次のいずれかに該当する方は入場できません。
 - ア 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
 - イ 掲示板、プラカードの類を携帯している者
 - ウ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - オ 酒気を帯びていると認められる者
 - カ 前記ア～オに掲げるもののほか、座長が傍聴を不適當と認める者
- (2) 事務局係員が、傍聴者に(1)に規定するものを携帯しているか否かを質問し、又は確認させていただくことがあります。
- (3) 上記(2)の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することがあります。

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 傍聴者は、傍聴席では、次に掲げる事項を守ってください。
 - ア 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
 - イ 私語、談話、拍手その他騒ぎ立てる行為等をしないこと。
 - ウ はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。
 - エ 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
 - オ 飲食又は喫煙をしないこと。

カ みだりに席を離れないこと。

キ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

ク 携帯電話の電源は切ること。

ケ 前記ア～クに掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

5 非公開決定された場合の退場

会議は原則公開ですが、出席した委員の3分の2以上の多数で非公開が決定された場合は、傍聴者は速やかに退場してください。

6 座長の指示

前記の規定のほか、傍聴者は、座長の指示に従ってください。

7 違反に対する措置

(1) 傍聴者がこの要領に違反したときは、座長が注意をし、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

(2) 傍聴者は、座長から退場を指示されたときは、直ちに退場してください。

8 定めのない事項

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、その都度座長が定めま

す。

整理番号

次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議座長 様

傍聴申込書

第 回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議の傍聴を申し込みます。

なお、会議傍聴の際は、次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議会場傍聴要領を遵守します。

令和 年 月 日

住 所
(市町村名のみ)

氏 名

整理番号

第 回次期埼玉県教育振興基本計画

策定有識者会議

傍 聴 券

令和 年 月 日

* 次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議会場傍聴要領を遵守して
ください。